日本行記　自第十二篇
　　至第十三篇

洋学文庫
文庫8
C 334
3

宮内庁書陵部

第十二編

○初て琉球に到りし記

○初て國人を殺す事　○上達の事　○英吉利人医の事

○形嶺港の事　○築城の事　○町の事　○政府と七度戦ふ事

○蛮牛出る事　○國の形状の事　○四畑の事　○某四方の事

○首里の町の事　○接宿の事　○國人の実意の事

○蛮の地方の事

○十七の船スコスケハンナ永台形嶺より船を二艘を町を焼かんとし人を殺す事

陸軍省蔵書

41- 7926

二月廿四日午時葉舟ヲ漕ギ出シ、まおもの傍ヲ過キテ二里位ノ行ヲ
隔テシ迄ニ、ミヤコ島ヲ指去ラントス、人民ハ皆家ヲ捨テ、人影
ノ見ルモノ無キ岸ニ水師提督ヘルリノ使ヒヲ送リ初テ先ヲ清ム ○此日二
人ノ乞食海岸ニ来リシ人、船ヲ漕ヒ近リ来リシ時ニ周囲ニ石塊ヲ投ン
ナリ海中ノ窪ミ小ク穴ヲ穿ツノ業ヲ為ルヲ以テ辛ウシテ先ヲ催シ
ル時奥院ヲ死テ異色ヲ考ヘテ知ル土人ノ小ク漁ヲ捕ヒヲ入ル
要ヒテ去ル

○廿五日日曜日午ノ刻ニ水師提督ヘ上陸ノ免許ヲ願ヒ人ノ面部

て免許を願ひ出る者有り形状定規と掛具の形を作り
なるカーブスタレトル（甲板の標準）と名づけ此の四の小船に美丈夫を乗せ医者
のベテンイメル名称指と力猛七ヶ年落住せ
○此ノ日カピテイン彼マクウエル名人を他士官と共に小船に乗り陸に上る
掛け金六月四日と掛帯の事は丈夫エスリン（ナフアルを祝のミエスリンを送と名付）と共に
掛帯の上知らず ○千八百四十七年ベー人名之ハ医師ウスターチン
丹名ヲ以テ此年中ノ使ノ掛具陸ニ揚ケ来ル此日人民海ヲ捨テ出
船ス ○夜ニ入テ此家ノ人二ノ子供ヲ伴ヒ帰ヲ探シテ来ル

まて上陸し此港の小舟に乗一艘を雇ひ土人の案内にて居留地を
見たり　土人此港の事を問ふに答て聞けるよし　旅宿に帰り
に至る　旅宿に入て湯浴す　○市中より三里程隔て家有る宗西
の法徳国ハートルアトキラー名人此府の命に従ひ之より内
より僅か隔て此一子其衰へ弱しと彼等は終に海道の小舟を借られ
此小舟を今に居住し住居あり　○此所に小島あり一二艘の船を繋
して今高を崇めし其後英国の兼帯船レイナルト号弁に香港のベイ
スコロップ名人を率て此港に来りし其節琉球政府も使節人の

事今日其事を不知由して彼国人を土人より之の請求の
若干を偏進し　○彼れより医者ベー人名布積余外に法を解し年を初
めより思ふ法の此の所に今と法人の信頼しむる所にて
○名此地の人余年の事を中して家名の其事に携へし此国民は渡来して
貝附夕住日されし人は英国の法律を能て種々なる事を
○那覇府は大琉球の内にて国中文学備はりて大琉球の中央の
南方に当て　甲此寺の[illegible]
○此内港は周囲に石垣を以てまかれし港にて海辺を以て荒を告つ[illegible]

車屋敷の為に石垣

○硬き石垣の大材を積み上げ橋を掛ける時は必ず小船

平船を用ひ

（中略）

[illegible]

城郭を見るに幅二尺の溝を掘り

この橋を作り橋を渡り

[illegible]

（中略）

[illegible]

中月の船を入れて渡す石垣を用ひ

（中略）

[illegible]

○市中を岸を作り[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○我国毎度の水害を[illegible]

[illegible]

悉く蘭学書中にて ○セヽセーアハ蠟燭也 ○ターフル二字箇切目字
なる彼の七分玉味を交配するもの也 ○スヽビルヘ大陸七種の武
人々て製すると擬りて擬て器具を依りて柄に掛しセ字等を
挿しむ彼是て細地の切にて唐に袖をつけしせきカノ多 掛けるもの せき唐布
の二種の図しなの中央に綴の帯を結びて唐子姻草人経姻草を接ひ
て姻草より金唐すて来大分指さるをもて高貴の人せきカツタの下
に文房机器等保ちしる事唐に服し引を為に出役引を保ちて
唐に本務のの長利ある縫合するもの侶も利ある為に捧げて足の毎枝

を位の指を分別するもの彼等は平らかに丁寧を己にて唐に張ハ摺手に
帷しおき長利ある足袋にて蘭を紙細にて我種ける処の彼等にて番
に擬しき唐しを知るべし ○流気瓦とも知る時七分の外大陸は強さ
蘭学と訳す
○蘭字の礼式の編 復コムモトール 皮 名 出島中有る 揚傳あるや又出の禅
哲と根元と嗜来人の巡見さるものを書く決定せり
○出巡見會は寺の役僧なり 人 名 君等 ミスヒスヒウヒー 朝の第三等の医
皮多るエル名 人 君と我 スコ スケハント 名 手 の人なり又右の趣を持しめんとたつ人

永毎ニ二人の水夫及ビ唐人三人を加ヘ ○祝儀ハ天幕ニハ分の者
料を用ヒシガラベイン 馬上 砲 他武器を造リ兵傷害を防ぐ為
○五日三十ヒ初て唐人の古船霧ニ乗陸して来拝唐人を初め
○那覇の小船ニ乗ル唐人ハ土地拝のため先第一ニハ薩摩の役所
首里一の道ヲ凡一里余テコマイと号ス小河ニ至る此河を那覇
の港ニ流れ出る河幅三百間ニ余り此川ニ架ル橋を橋
と称ス長サ大ニ奇ニ用周廻ニ厚ク堅ク四ツ三ツ有り常ニ
兵を備ヘ兵小船陸ニ和ス亦兵人の住ル家ハ我国ニ比スレバ他

しは奇なり人民ハ平四角ニ又ハ兵の上を瓦を以て葺き
首里一の道方を兵の方ニ方形の稲田ハ又ハ兵の上を瓦を以て葺き
木を植ヒ込て道ニ沿ヒ又ハ道幅十六人世人のみ
して石材ハ瓦材を敷ケり ○土民ハ稲を植ル時ハ畑い
訓の形ニ成ル水を注ぎ田を水ハ刈ル時ハ田の高ク成
引て水を抜て稲を植ル田地ハ高ク成ル
○先春稗ハ畑ニ米を蒔ク秋稲ハ生ル時ハ長サ三尺を抜き
如ク稲種蒔ク 他の畑ニハ蒔ク

我等阿蘭陀府を初て参りたる土人二人に逢ひ候ひしに此者に付き尋ねて
我其を辞まを此土人の内の老人を呼び少人は帰りし右の内の老人諸の
事を尋ねしに彼等は我等を怪しき異人と思ひて万事を不案内なれば
怪しまれたる何も言はれず我等の不作法を咎め万事手届の程成る人
此者を頭として命を受け此者の導きを請けて我等に其事の由を頼し老人
躰を見れば彼の衆国の内にて一人老人なりて衣服の色の
重し所と知りて此国の衆を命じ其外の或は衆国の品を食物を取ると命を
しける者を此人にて人に命じ或は農業を為すものに命ぜらるゝ事を命ぜら

るれば其者の事なる其居業を止めて食物に住る事も此二人の者の
務と聞く其料を与へ渡しぬ價を以て之を欲せば我は撰みて入らぬ
状態も見えし時医者のペトルヘイムと云人名を呼びて終日を経て見れば
彼の病者も当所にての此者の治療を行ふ事も有り
三里の外より首府の首里をありて此首里の人家に至る事は諸大名の様にて
丘の頂に大いなる斜面にて此の又は城の数に造りたる之と造方ボテン類は
林の都府の家の四方を守護する様を体見し此の者の居に入る
人と衆国を ○此体を見れば国王にてはキユンシクワロと名付けて有りて

稍大なる場所ありて是を旅人会堂とす其のまはり周囲に花種及樹
木ある庭を造て其景色甚麗し此堂ハ二十余間の角にありて此堂ハ四方
窓多くして木にて造り幅三尺の長椅子を備へて側面に本棚あり仏
し窓の間ニ其日々の新聞の類を並べて閲覧に任せ又
夜ハ其内に金板の代りに油を以て織物を張りたる浄水の器をはめて床上に
七八百人幅三尺長さ二丈の板を敷て清浄なる椅子を並べ人の上に臥す
寝床あり
夜ハ其寝具を合せて一二夜分を取て綿布を掛け次に浴室の衛生人

之に用る寝台を設けて其寝床ハ衛生の四尺に布を張て一床入
なるもハ錦等を掛け其上を各寝台二つの余地にハ小さき草筵を敷て浴室
に通する所に茶を点じて盾廉のみ牛乳砂糖を加味して種々に
味噌汁にて食を出し其の前に大なる桶を設けて其下に人の
湯を足して給仕人に人を入れ其夜に抜出る者無し
足袋を着の中に至る
残る者は此下に沿て縦に服装を見て往き西国人の病気を
一

由付体是の後又残ニ出ちし兆鼓ヶ援と以て市中を廻り見合
洲し人家ハ修せ修れ之清す好事の残ニ之ヲくとんたら
残ハ前後の待ヲ捨具を中ニ使ひて之を抹中ニ遊り山城ハ六七十人
の之を破りて児を囲み多くの闘ヲ絶て互ニ寒ヲ閉せり残ニ為
を止へき令を守し也小方ニ宏ふ反射をに海岸の方ニ道を求めて而ひ市
中ニ旅し田地の参を成ニ土支那ノ比付て一竿ニ来この児棒
けし ○ 丘の方ニハ園中の篠出の之し播田室あらし一の田より
流れ出る水を其便ニ田ニ通し聚児育為田地より兒る外の蔬類を

作りき尤ニ猪山遊ヶ援者を之を兄弟之を知らす
残ニを消のる地を越へて善と為し ○ 残ハ耐寒を浸らず
援ニ集る人ヲ除し也ニ別ニ其のあと残の姿を炊くニ穀合米薬并
残ニあり能ノ持まし牛肉ヲ并残室牛ニ対して一二の此婦又士人ら
残ニ与之たる野蒜卵ニ付て此人ニ給ヲ家の従人三人の者ハ園圃
寺の主人を其残ニ為す凡三十歩ヲ隔てて急ニ来て用言ヲ芸葉屋根を使へ
居れり
コムモトレ ヘルリ の為に呈したる年中之次の記事を載たる彼れ互ニ之付をは

於にて我ら今の所了終て出帆十二日の日東岸に着小
東部大約二十七里彼れの里数閣上の島を横切り行き而て一隅ハ西岸に浜にて近
ク一隅て土地の形勢を見ひ目白堤を延て帰りたり
続て我等を大に恐怖ニ於殷と産業の諸食料を飾り待て謝
謝仰鮮魚酒肉アウキユル未詳及蔬菜米甘藷等を送り来る所
に贈りたる皮人オキ此各種の事を配て配當せり依れるに我等の歓を終
其年数を経て其筹與え事も尚行くも○此の島の小部に於ては
海岸に乗る田園を開き其郎の事ハ樹木鬱しく生茂る

頭に於てハ樹木之しして甚價に頗る出し此物の利を除し外は我
業無き前を近在キユン少琉球語生殖の言葉山内ニ宿す二十年一三ケ安之
く捧造りし寒き怜悧機敏の諸般以外の言ニ清にして
陣錯其の地て玉座に入て見せ用めて酒掃し川の名稱と称す入其の無
水桶を運ぶ出て楕籾を遠水を精し使て我ら事浸
両手の足を洗ふ為めの部しを洗ふ一葉合付の家浸恩情に
ヘママ手と拝し怜悧ヘさいニユスキツテ 未詳 但小舟乎 を漕て船ハ所小舟
生ハあるなる処○此島の中部に往古の標の設けら此ハ郎の十度を堀て

造り方も武蔵国を言うて作り方もあれども
大方は土の横穴を開き
りの方の横穴の様は彼の横穴と全く異なり而して
他の中略の地にて方ひろき形等しきものの底おのおのひろき横穴を
彼の横穴と云へども細しと雖も実に怪しき程の横穴を
彼の義経の家臣の横穴と思はるるを形容
人大なる城の跡なるべし 墻の高さ人の尺 彼のアードのごとき
て且深くて屋根なり 他の古城の墻を見ては高きまで
の城の墻

推しは内の方に曲がりて先一丈ばかりの形状にて
甚しく高くして大なる城なり 城は造りたるものの
ようなる上の方は平なり 彼の時代
滅びて人の居るなり 金の城墻と事と陸奥国
書に知る事院推察するの外何の用ひたるものか
神社寺は其の昔の三河の国 彼れ
桜を植え流を発して水を引く
彼は法師にて寺を造りて神社を建てり

我等の日記に大体の地図を載せ、コモモトンに廣告す
るに我等六人の名中を線を引き八里の間隔を以て
如何に大なる地図を以て出版せんとの目的を二信に算して一部
の事業を拡張せんとアメリカの旅を出て原の宿に
揮ーフーラ詳 及び旅館に於て汽の人物を見て亜地の法を
我等に教へ旅客大体一人金五円
金の給料を祝ず迎ず少き性質ひレイ土詳 氏
餘ヶガラニアト 濠洲 の名とクロルッ 円 上とを
仕事の事を為し終に我等の定

約を方に中き約束に廣告の方法 弼陸等 の方法を採り而て金銀の方法を
用ひ 一度に貴族に対し少き郵 して 出 言 ものの
牛小の如くして家に帰山羊及び家畜おのおの一才を保
くべきを好称してハーレンヘイト氏の験温計を七十五度を平均の
温度 仕事の平度に帰り 稀 に水を絞て 海岸 の陸に
出れば 陸地 に 言 ものの

第十三篇

○コムモドレ（ル）ハ、琉球のレケトゥセの事と酒の事

○隊伍の規律　○人数　○清国の式　○皮銀の居石

○大汁　○調理の事

本六月十六日の夕、彼れ一隻の船を率て港と極敬寺との間に碇泊し、
之を編成する隊伍を指揮官を除き四人を以て分ち、
各命令をコムモドレの座席に招き、上述のコロテル氏を通じ
海岸の砲を撤去し、直ちに碇泊せしめ、ロムモドレ自ら隊を率ひ

水兵二隊野戦砲二門を携帯し、
之に対コムモドレ、軍隊を点検し、早朝出発の次序を以て
手引き方の者の者、二人、弁当の荷物二人、日傘を持ちて
ロイテナント、友名、名フの人、名の略及びテチウ、ダント、名と、名フの人、名の略、指揮の位置
金花ニチブマン、軍船中の法令、
テル、分営長、名、一人、指揮官、ヒユスケハンナ、永号の士官、水兵一隊
ヨル、砲一人の指揮を以て、次ハコムモドレ、座席を中央に支配人、
ひ次ゝレケント、琉球の
之れの式の行厚文物ふと座ひ自支配人、之れ荒ひの座

床の後ろ海藻の羽織を着て佩刀二本を帯びたる
ニヒ者の来る海藻を敷きたる上に坐し
つ

我等首府スキヤー（首府の名）まで来たことの行きをのぞフオルリスリーラレン（縁名）
の事を奏し故ありて当国当府をふりエフエンミマルフ（敬老の名）一四おちる「ふる
レゲント（ふもとの人の名）を使ひ云れも滅亡す具へチチカ（公の使者ドー
ゲ）ふるの人の様式いコムモトレを方ひ傘の内に清ひ居り其後の滅
亡を聞き様子の地に立ち居たる方々滅亡を云ひ知らせ人々

時分の紅帽を冠り黄色の帽子を帽子に黄色の紐を巻き
様の人々黒い紅色のも滅帽と書ふまり
様式面陸地ひとり城のつかひ者ひ人の雑歌等を云ヒケ
ントコムモトレと式府の別銀の中請人を彩て使ひ時英利北
イナルト（和名）帰治して先ず城中に請ひられ存コムモドレセト
或ひとと考えて金列をつゑ拙列コムモトレを八ルコリコムビア（未詳）
の事を奏して強力と共に城内に入りたり
第二郎の内ひ人様ひ人ひ墻と築き光の四郎しるしまの墻の上

一線の清水流出し形を縁色の本質内に入れ正中の第一度
級を設け中間を第六級二尺（彼れの寸法ト尺）の高さ始より底部（オニ部）の内に第七級
第二級を第十第三部の内第九級より第十部第三の二部に至る間の高低間
徒に第三部の上端に来れる事を意味し殿堂の内部を修繕或は修理の方向を交換
を設けて直線式に其の活部の周囲を修繕或は修理の方向を交換
第七殿堂の浅い溝周囲高さ一寸レケント出の浅出の深い唯一本の
長人を人のみ全部の形を寂寞として主或は当主の流れ加之
一寸を以て規定事なり

彼第三部の大例を弘と二中に対して連る殿堂中に清けた
ものを於てコムモドレ（ケント）の其の所間の主を告げ全元主の主陽の
高き釈嗟の矢を結び事の高さと知の彼れ二三の活動を分ち
彼れ事沼呼を見を交ぜ其度の基礎の為二三を出す高度
金偽を第十府中部のたり中をレケントの名称として称つる主の
ものの為人のなるを銀つる於て本或の器底を示す
流を結して主を使用と活動銀中に於て器底を中に殿石
主結本八三本区別第十部公倉組師をコムモドレとレケントハ主

の二結に作りコムトレハ客方に作りレケレトも方に作りき者〳〵例者に大膳三人
作り余の膳部下の二結に成膳四位の所に準居を化の居膳居者の居膳ハ
結り大臣等往れのアート スのトイム ○大臣の膳の小豆と鯖を共に足うさう稚の
美味なる者十三種盛り掘列をす供ふ者仕一おの方味の法
和に鯖なのの和菓子 既酒おの口ハ方で粉菓子ふさう 数人の中
第を持ちせくれ コウフ豆ふ ふ子 用子 乳汁と油揚を叫子ふ
子 作れ丁寧ふ鯖なのたり 氷糖を入れた豆を切ておの盤上ふ
寄作の法酒十三種の汁あを 進人者の居居石ふ者の三種の 居石ふ

元を出ふ者ふ者居石ふ者と云ふ生地者の任階ふ作て三居
ふ居居居の者子 ○十二四八大ふ数とふ ふ子 汁ハ在常の茶碗
の大ふ子 味噌 鹿 牛 稚の肉魚蔬菜 桃卵 ふ入れ 鹿 給て天
味子 鯉 牛 一種 ふ大肉 ふ ふ 鹿 造 ふ 生 料 ふ 見 ひ子 大ふ
必ふ ふ 居料の者 大ふ子 ふ ふ 三 ふ 居料の者 ふ 言 ハ子 ふ ふ ふ 大ふ
下 居者 子 ハ 全 書 て 牛 の 文 く 微 鹿 ふ て て ふ 子 味 子 肉 ふ 食 ふ
ふ ふ 者 ふ ふ の ハ 他 の ふ ふ ふ ふ 味 ふ 作 ふ ふ 者 料

註 ふ 居 大 付 牛 者 三 人 ふ ふ ふ の ふ 者 ふ 大 肉 者 ふ ハ ふ ふ 料 者 の

ア法にハ金液の法を以て元凡を採錬する所の金を持る事質在

の中に牛乳を大と両き交へて修合なしたる丈夫にして此の二品を

出す是人の一人に擣て之を貴肉を生する数多の方あり宜しきを

とれ人但を服して之に至人は蒙の上に擣て金を用ひる

志ある者ハ浅見なる事に清若朋ら採察して而る人は他に為て沈淀

しとも思ひする事是を人金を子家の説なりとも或は之を萬理に

せさる事或は世に行はる所を用ひし云ひつる如く之の下にて所与る奈

ある所を浄盛に為て一大を殺せむとを観すれハ有る

米及実の酒と醋みを以て此酒ハ米より製する液なり アラク（此酒の名なり）

有する事あり催利揺を混する時ハ痿にて能く除痰をなす此液ハ毒に金を溶して

これを擣て採ひ得る所の大さ凡そ一匙をコウフに入て飲む此小方の法金を

日本大量をとれる程の残薬を除て服する事コウフ内なる液を清す

液ハ施の汎此所の方を以て金大使のため強き人は半五コウフ飲むへし

能凡一旦成は萬足なりと盛にする事其他の法の法金液を

この量に飲みて持し而して又是を凡口飲み終る其大なる除味を辞す

人是上に於る金液ハ十二分に至るといふへき者なる風味あり

亦合衆国ニ而ハ支那の如く価コツプチクス米国ニ而ハ凡ソ星標の国旗
紋を用ふる者と拇指と中指との間ニ持ち是ハ合衆国ニ而星条旗を用ゆるも
其の合衆国の紋を以て強いて食し是れ等ハ纔ニ汁ある合衆国ニ附
し我等の間ニ於て雅慕魯を助けるニ依り徳川家ニ而七ケ条の約定を定
出し今ハ実ニ擒ニして速ニ国ニ帰り姑郎其以後ハ之ヲ尽し大ニ妻の
使節ニコムモドレ彼理を始め提督レケントの官名ハ米国の総督アメリカ
人の永久親睦を結ひミニケントとして彼理を始め合衆国の安全の為ニ度
コムモドレヘルリと云ふ彼理を以て称せり

我等大約一時の間彼れ是れ談話爽快を得て帰来せしむる事一ハ語綾然
抑して此の等の数を飾ける事一点の泡ウイスキー詳ヒユニク日上等を備えたる者あり
我等凡ハ観ふ能ハす事を先として同国中の臣らを遂ヶ居る所ノ策
色好き郎を残して返り院の住むる時ニ於て一族ニ辞し鼓舞の将校其氷
未來ニ達するの太平郎ト為し樹てミて殊ニ議し此等を以て始めて
快く相携て彼等の如く今此の如く親睦を求めて此の如く横ニ之を
理ある如くせハ百年諸家和の許を得て且日本の広き国ニ於て此等
を請はんと欲せハ必らす之を前兆ならんと以て辞す

九月六日の晩と出帆する時分余程サラトカ船の武器所を院洋中出
行人余無もなく出船する人多く船の方より行支船は生命に携帯する
所の書類は軍艦中にて唯持参するの外他の物は生命を捨て
て手放さず